

避難情報の判断・伝達ガイドライン (高潮編)

令和4年8月

尼崎市

目次

1	ガイドラインの概要	- 2 -
(1)	ガイドライン作成の目的.....	- 2 -
(2)	災害（高潮）の危険度に応じた対応について.....	- 3 -
(3)	避難情報発令時の避難行動について.....	- 4 -
(4)	兵庫県による水位周知海岸の指定と過去の潮位実績等について.....	- 5 -
2	避難情報の発令基準となる基準潮位の設定と潮位予測について	- 9 -
(1)	避難情報の発令基準となる基準潮位の設定.....	- 9 -
(2)	「高潮危険度予測システム」による潮位予測について.....	- 9 -
3	避難情報の発令等について	- 11 -
(1)	避難情報発令の判断基準.....	- 11 -
(2)	避難情報発令基準（高潮）.....	- 12 -
(3)	特別警報の取り扱いについて.....	- 18 -
(4)	避難情報の解除の判断基準.....	- 18 -
(5)	避難情報の判断の流れ.....	- 20 -
4	避難情報の伝達	- 21 -
(1)	避難情報の伝達方法.....	- 21 -
(2)	避難情報の発令単位.....	- 22 -
(3)	短縮表現を用いた伝達方法.....	- 22 -
(4)	避難情報等の伝達文案.....	- 25 -

1 ガイドラインの概要

(1) ガイドライン作成の目的

多数の人的被害等が発生する恐れのある高潮災害に対して、本市が「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」、「警戒レベル5 緊急安全確保」（以下、「避難情報」という。）の発令時に必要となる、具体的な判断基準や伝達方法の基本的事項を定め、適切かつ迅速な避難情報の発令と情報伝達を行うことにより、市民の生命と身体を守ることを目的とする。

令和3年度に兵庫県より大阪湾沿岸自治体に、高潮に関する避難情報の適切な発令など防災対応の向上を目的とし、高潮による最大潮位・最大波高・越波量を予測するための「高潮危険度予測システム」が導入されたこと、また、本年度に兵庫県が水防計画に基づく「高潮特別警戒水位（：T.P.+2.2m）」を設定し、当該水位に到達した際には「高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当）」が発表されることとなった。

これに伴い、本市では当該水位基準が尼崎港の防潮堤設計潮位（：T.P.+3.9m）よりも低い潮位で設定されていることや、既往の実績等から情報を受け取った市民が混乱する可能性が考えられるため、今回、過去の実績やシミュレーションに基づく浸水想定区域を考慮する中で、避難情報を発令する際の具体的な判断基準となるガイドライン（高潮編）を作成するものである。

また、詳細な情報収集手段や伝達方法等については別途マニュアルで定めることとする。

なお、当ガイドラインの内容については、より適切かつ迅速な避難情報の発令が可能となるよう、必要に応じた見直しを行っていく。

(2) 災害（高潮）の危険度に応じた対応について

市民は台風等の接近により今後気象状況悪化のおそれのあるときに「警戒レベル1」、その後の気象状況の悪化により「警戒レベル2」の行動をとり、災害発生により人的被害が発生する可能性が高まった時などに、その危険度により、発令された避難情報【警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保】に応じて、適切な避難行動をとる必要がある。

本市においては、避難情報の発令に至るまでに、気象台等関係機関からの情報収集や「高潮危険度予測システム」での潮位の監視（台風接近72時間前を目安）を行うほか、庁内関係各課の協力に基づき臨海部事業者や沿岸部や河川近くの水防活動従事者並びにライフライン保守点検従事者への情報発信を行うとともに、台風に対する注意喚起や備えに関する市民への情報発信を行う（警戒レベル1・警戒レベル2）。災害発生により、人的被害が発生する可能性が高まった時などに、その危険度により、市民が適切な行動がとれるよう「高潮危険度予測システム」による予測基準潮位等により「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」、「警戒レベル5 緊急安全確保」のいずれかの避難情報を発令する。

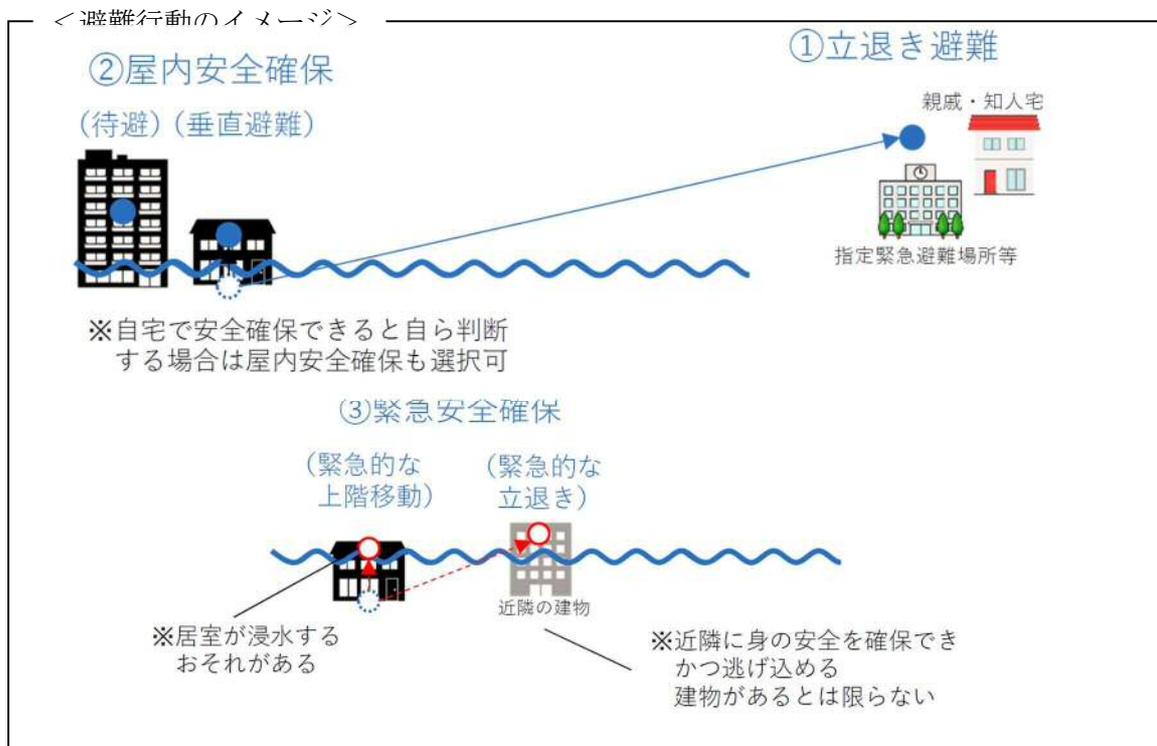


警戒レベル	警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
避難情報	—	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
発令時の状況	今後気象状況悪化のおそれ	気象状況悪化	災害が発生するおそれがある状況	災害が発生するおそれが高い状況	災害が発生又は切迫している状況（ただし必ず発令される情報ではない）
市民がとるべき行動	・最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。	・ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する高齢者や障害のある人、及びその人の避難を支援する者等）は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(3) 避難情報発令時の避難行動について

避難情報が発令された際に市民がとるべき避難行動と当該避難行動をとるタイミングについては、次のとおり。

避難行動	避難先	避難行動をとるタイミング
立退き避難	・津波等一時避難場所 ・安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館 等	警戒レベル3 または警戒レベル4
屋内安全確保	・安全な上階への移動し、留まる	警戒レベル3 または警戒レベル4
緊急安全確保	・上階へ移動し、留まる ・近隣の高く堅牢な建物	警戒レベル5



ただし、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

- ① 自宅・施設等が浸水しない居室があること
- ② 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

なお、災害時に市民が適切な避難行動をとれるよう、高潮による浸水被害想定や市が発令する避難情報の種類とその際にとるべき避難行動の選択例について、日頃から周知に努めていく必要がある。

(4) 兵庫県による水位周知海岸の指定と過去の潮位実績等について

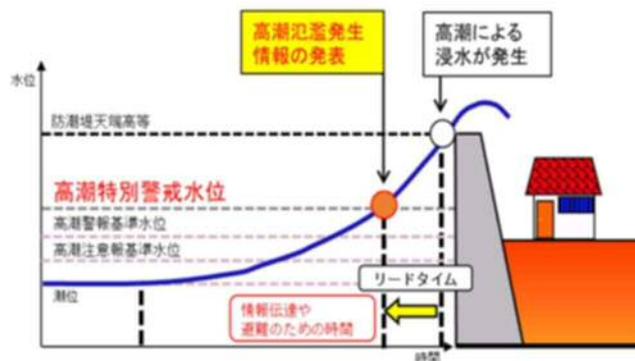
① 兵庫県による高潮特別警戒水位の県民への周知について

令和 4 年 5 月に兵庫県が県内の 4 つの沿岸（大阪湾沿岸、播磨沿岸、但馬沿岸、淡路沿岸）全域を水防法に基づく水位周知海岸として指定した。

水防法において水位周知海岸を指定した際は、避難や情報伝達に要する時間（リードタイム）を考慮した「高潮特別警戒水位」が設定され、令和 4 年度兵庫県水防計画（令和 4 年 6 月）に新たに記載されたことで、兵庫県による通知や周知の法的義務が生じることとなった。

兵庫県では、大阪湾沿岸において、2 箇所の尼崎潮位観測所、神戸潮位観測所を設定しており、その 2 箇所のいずれかが高潮特別警戒水位（T.P.+2.2m）に到達した際に、「兵庫県フェニックス防災システム」や FAX にて各市町や関係機関に送付され、「高潮氾濫発生情報」がテレビ、ラジオ等を通じて県民へも発表されることとなる。

対象沿岸	高潮特別警戒水位	既往最高潮位（参考）	潮位観測所
大阪湾沿岸（尼崎市～神戸市）	T.P.+2.2m	T.P.+3.53m (H30.9:台風第 21 号)	神戸・尼崎



発表のタイミング（イメージ）

<兵庫県内の 4 つの沿岸と高潮特別警戒水位のイメージ>

高潮氾濫発生情報とは（警戒レベル 5 相当情報）

- ・ 都道府県が発表する水位周知情報で、警戒レベル 5 相当情報 [高潮]：高潮により相当な損害が生じるおそれがある海岸として水位周知海岸に指定された海岸において、基準観測所の潮位が情報伝達等に要する時間を考慮した高潮特別警戒水位に達したとき、発表される情報のこと。
- ・ 高潮特別警戒水位は、警戒レベル 5 の発令の判断材料となる水位とされており、水防活動従事者やライフライン保守点検従事者等には海岸からの距離確保や屋内での待機（垂直避難）等を、住民等には屋内での待機や近傍の堅固な建物への退避を呼びかける基準となる。



<兵庫県内の大阪湾沿岸水位周知海岸と各潮位観測所>

潮位観測所	所在地
神戸	神戸市中央区波止場町
尼崎	尼崎市西海岸町（尼崎閘門）

<各潮位観測所所在地>

② 気象庁及び兵庫県から発表される情報（高潮）や既往実績及び防潮堤設計潮位について
気象庁及び兵庫県から発表される情報（高潮）については、以下のとおり。

防災情報	発表者	発表基準（潮位）	警戒レベル・警戒レベル相当
高潮注意報	気象庁	T. P. +1. 2m	警戒レベル 2
		T. P. +1. 8m に到達が 予想される 6～24 時間前	警戒レベル 3 相当
高潮警報	兵庫県	T. P. +1. 8m に到達が 予想される 3～6 時間前	警戒レベル 4 相当
高潮氾濫発生 情報		尼崎又は神戸潮位観測所 のいずれか 一方での実測値 T. P. +2. 2m	警戒レベル 5 相当

種別	潮位
既往最大潮位 (平成 30 年台風第 21 号の尼崎港における潮位記録)	<u>T.P.+3.53m</u>
尼崎港における防潮堤の設計潮位	<u>T.P.+3.9m</u>

<参考>

- ・高潮注意報 : T. P. +1. 2m (過去 9 年間で計 58 回発表)
- ・高潮警報 : T. P. +1. 8m (過去 9 年間で計 6 回発表)
- ・「T. P. +2. 2m を超過した回数」:
 - 尼崎潮位観測所は過去 64 年で 3 回
(平成 30 年台風第 21 号で 1 回、昭和 39 年台風第 20 号で 1 回、昭和 36 年第 2 室戸台風で 1 回)
 - 神戸潮位観測所は過去 95 年で 2 回
(平成 30 年台風第 21 号で 1 回、昭和 36 年第 2 室戸台風で 1 回)

警戒レベル 相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
	水位情報がある場合 (下流：国管理河川の 洪水の危険度分布)	洪水情報がない場合 (下流：非対応 の危険度分布)	土砂災害に 関する情報 (下流：土砂災害の 危険度分布)	高潮に 関する情報
5 相当	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (応急している地域))	大雨特別警報 (浸水害) ^{※2} 危険度分布：黒 (応急対応)	大雨特別警報 (土砂災害) ^{※2} 危険度分布：黒 (応急対応)	高潮特別警報 ^{※4}
4 相当	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (応急対応水位超過相当))	洪水警報 危険度分布：紫 (応急)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (応急)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3 相当	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (応急対応水位超過相当))	洪水警戒情報 危険度分布：赤 (応急)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (応急)	高潮警報 高潮特別警報 ^{※4} 高潮特別警報 高潮特別警報 ^{※4}
2 相当	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (応急対応水位超過))	洪水注意情報 危険度分布：黄 (応急)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：黄 (応急)	高潮警報 高潮特別警報 ^{※4} 高潮特別警報 高潮特別警報 ^{※4}
1 相当	注意情報 (危険度分布：黄 (応急対応水位超過))	洪水注意情報 危険度分布：黄 (応急)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：黄 (応急)	高潮警報 高潮特別警報 ^{※4} 高潮特別警報 高潮特別警報 ^{※4}

市町村は、警戒レベル相当情報の他に、暴風や日没の時刻、堤防や橋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発せられる情報（市町村に対し関係機関からシステム型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要のある情報）

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m幅)の観測水位を推定し、その地点の堤防等の高さ比較することで警戒レベル2～4相当の危険度を表示。
※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫、内水氾濫の混在によるものか、の区分けがつかない場合があるため、これらを含め大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報、台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難が難しいおそれがある。
※4) 高潮警報は、高潮により岸に危険が及ぶおそれがあることと想定される場合に、暴風が吹割れ始める高潮警報を併せて発表するため、高潮特別警報は、数十年に一度の高潮の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になることと想定される場合に高潮警報と併せて発表されるため、「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害危険度分布」と呼ぶ。
(注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害危険度分布」と呼ぶ。

2 避難情報の発令基準となる基準潮位の設定と潮位予測について

(1) 避難情報の発令基準となる基準潮位の設定

過去の尼崎港における潮位記録における既往最大潮位 (T.P. +3.53m:平成 30 年台風第 21 号実績) を「基準潮位①」とし、尼崎港における防潮堤の設計潮位 (T.P. +3.9m) を「基準潮位③」とする。また、「基準潮位①」と「基準潮位③」の中間潮位 (T.P. +3.7m) を「基準潮位②」とする。

【基準潮位①】：平成 30 年台風第 21 号の尼崎港における潮位記録 (T.P.+3.53m)

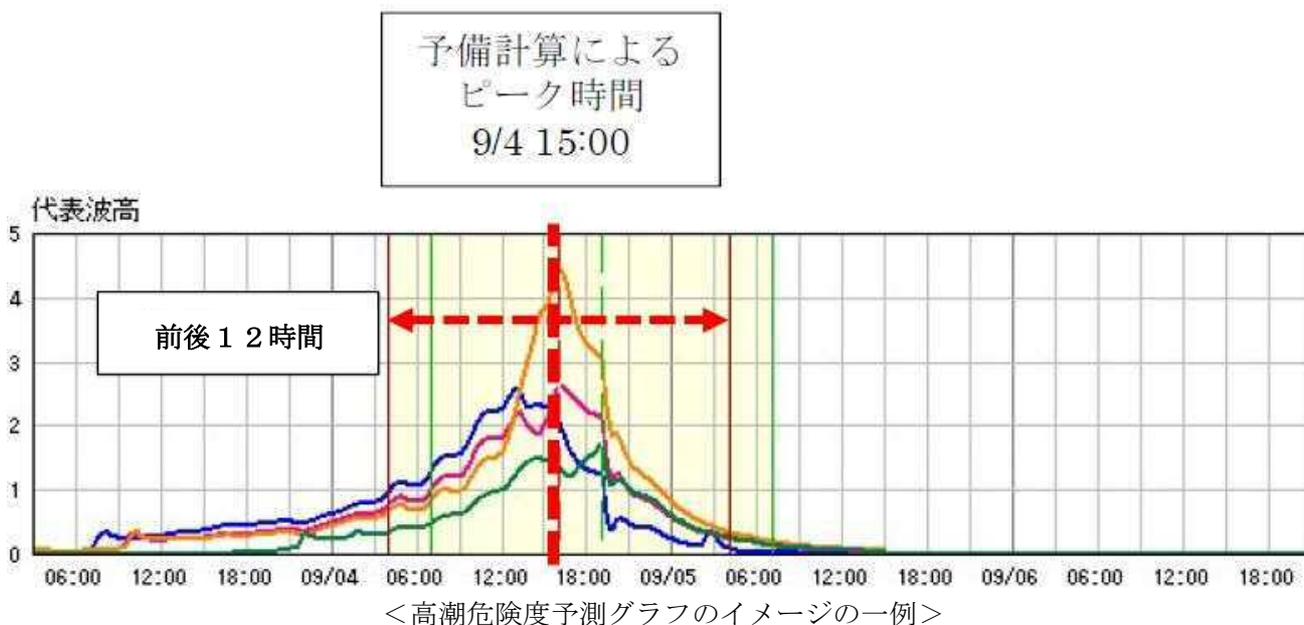
【基準潮位②】：「基準潮位①」と「基準潮位③」の中間潮位 (T.P.+3.7m)

【基準潮位③】：尼崎港における防潮堤の設計潮位 (T.P.+3.9m)

(2) 「高潮危険度予測システム」による潮位予測について

避難情報の発令対象エリアの設定基準となる予測潮位については、『高潮危険度予測システム (兵庫県フェニックス防災システム) の予測潮位』に基づくものとする。

「高潮危険度予測システム」の計算は、兵庫県が気象庁からの台風情報、気圧予測情報、高潮 (潮位) 予測情報、波浪予測情報を用いて実施しており、台風最接近の 72 時間前を目安に兵庫県 (港湾課) により判断され、開始される。



(※観測時刻の前後 12 時間の結果 (実績及び予測) を表示させ、予測結果配信は 3 時間毎に計算が更新される。)

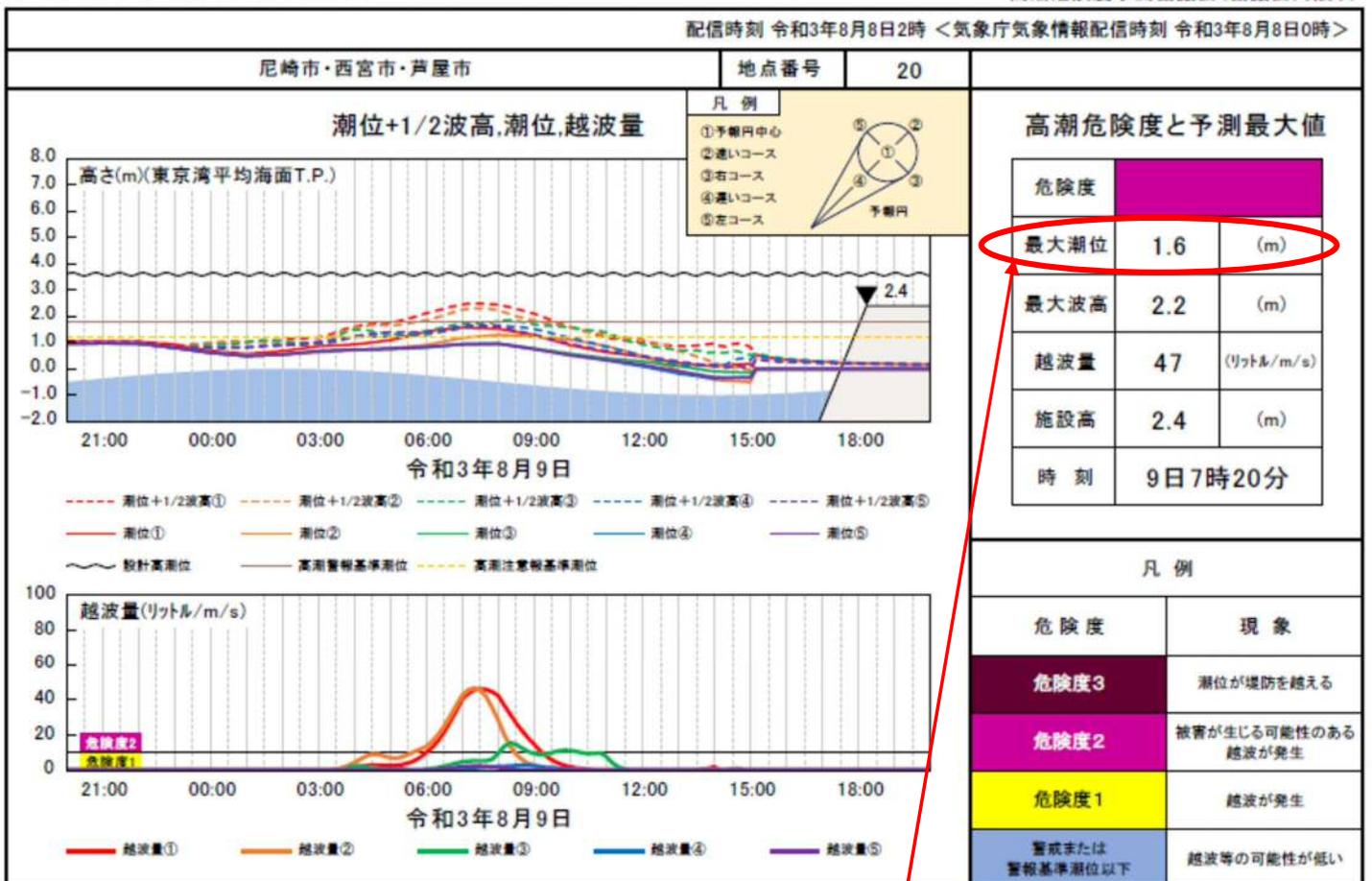
台風	気象庁公表予測時刻	気象庁(気象業務支援センター)による気象情報配信(到着)時刻				本システム予測結果 配信時刻(予定)
		台風情報	気圧予測	高潮予測	波浪予測	
令和●年●月●日 台風○○号	令和●年●月●日12時	202○/●/● 12:53	202○/●/● 14:16	202○/●/● 14:29	202○/●/● 15:45	令和●年●月●日14時50分
	令和●年●月●日15時	202○/●/● 15:53	202○/●/● 17:16	202○/●/● 17:29	—	令和●年●月●日17時50分
	令和●年●月●日18時	202○/●/● 18:53	202○/●/● 20:16	202○/●/● 20:29	202○/●/● 21:45	令和●年●月●日20時50分
	令和●年●月●日21時	202○/●/● 21:53	202○/●/● 23:16	202○/●/● 23:29	—	令和●年●月●日23時50分
	令和●年●月▲日0時	202○/●/▲ 00:53	202○/●/▲ 02:16	202○/●/▲ 02:29	202○/●/▲ 03:45	令和●年●月●日02時50分
	令和●年●月▲日3時	202○/●/▲ 03:53	202○/●/▲ 05:16	202○/●/▲ 05:29	—	令和●年●月●日05時50分
	令和●年●月▲日6時	202○/●/▲ 06:53	202○/●/▲ 08:16	202○/●/▲ 08:29	202○/●/▲ 09:45	令和●年●月●日08時50分
	令和●年●月▲日9時	202○/●/▲ 09:53	202○/●/▲ 11:16	202○/●/▲ 11:29	—	令和●年●月●日11時50分

※波浪予測情報の到着が遅いため、波浪予測情報については、本システム予測計算開始時(高潮(潮位)予測情報到着時)に既に到着している波浪予測情報のうち最新の情報を用いて予測計算を実施

<予測結果配信時刻についての例>

台風第9号 高潮危険度予測グラフ

高潮危険度予測協議会(協議会内限り)



ピーク時潮位の読み

<高潮危険度予測システムの出力事例とピーク時潮位の読み方について>

3 避難情報の発令等について

(1) 避難情報発令の判断基準

① 避難情報の発令対象エリアと基準潮位について

避難情報の発令対象エリアの設定については、『高潮危険度予測システム（兵庫県フェニックス防災システム）による予測潮位』に基づき、段階的に3区分（第1エリア～第3エリア）の基準を設ける。

第1エリア	エ リ ア	平成30年台風第21号にて浸水実績を基に、越波による堤内地の浸水被害のあった地域（平左衛門町：0世帯0人、45事業所1,027人）
	予測基準潮位	平成30年台風第21号の最大潮位実績であるT.P.+3.53m
第2エリア	エ リ ア	兵庫県の潮位別浸水想定区域図（最大潮位3.7m破堤あり）において1m以上の浸水が想定されるエリアに基づく区域（約10万世帯、20万人）
	予測基準潮位	「第1エリア」予測基準潮位と「第3エリア」予測基準潮位の中間潮位であるT.P.+3.7m
第3エリア	エ リ ア	浸水想定区域図（防潮堤が機能しない場合）において浸水が想定されるエリアに基づく区域（約20万世帯、39万人）
	予測基準潮位	尼崎港の防潮堤設計潮位であるT.P.+3.9m

② 避難情報の発令種別について

避難情報の発令種別（高齢者等避難＜警戒レベル3＞～避難指示＜警戒レベル4＞）については、上記基準や『避難や情報伝達に要する時間（リードタイム）』に基づき定める。

高齢者等避難 ＜警戒レベル3＞	高潮危険度予測システムによる予測潮位のピークの4時間前：臨海部～高潮浸水想定区域外の武庫地区（L=約7.2km）を歩行困難者等が歩行（時速1.8km）で到達する時間（h=4時間）
避難指示 ＜警戒レベル4＞	高潮危険度予測システムによる予測潮位のピークの2時間前：臨海部～高潮浸水想定区域外の武庫地区（L=約7.2km）を健常者が歩行（時速3.6km）到達する時間（h=2時間）
緊急安全確保 ＜警戒レベル5＞	災害発生の危険度の高い「緊急安全確保」については、発令エリアを分けることなく浸水想定区域全域で発令を行う、（市域全域にわたって被害が発生する恐れがあるため、市内全域に緊急安全確保を発令する。）

(2) 避難情報発令基準（高潮）

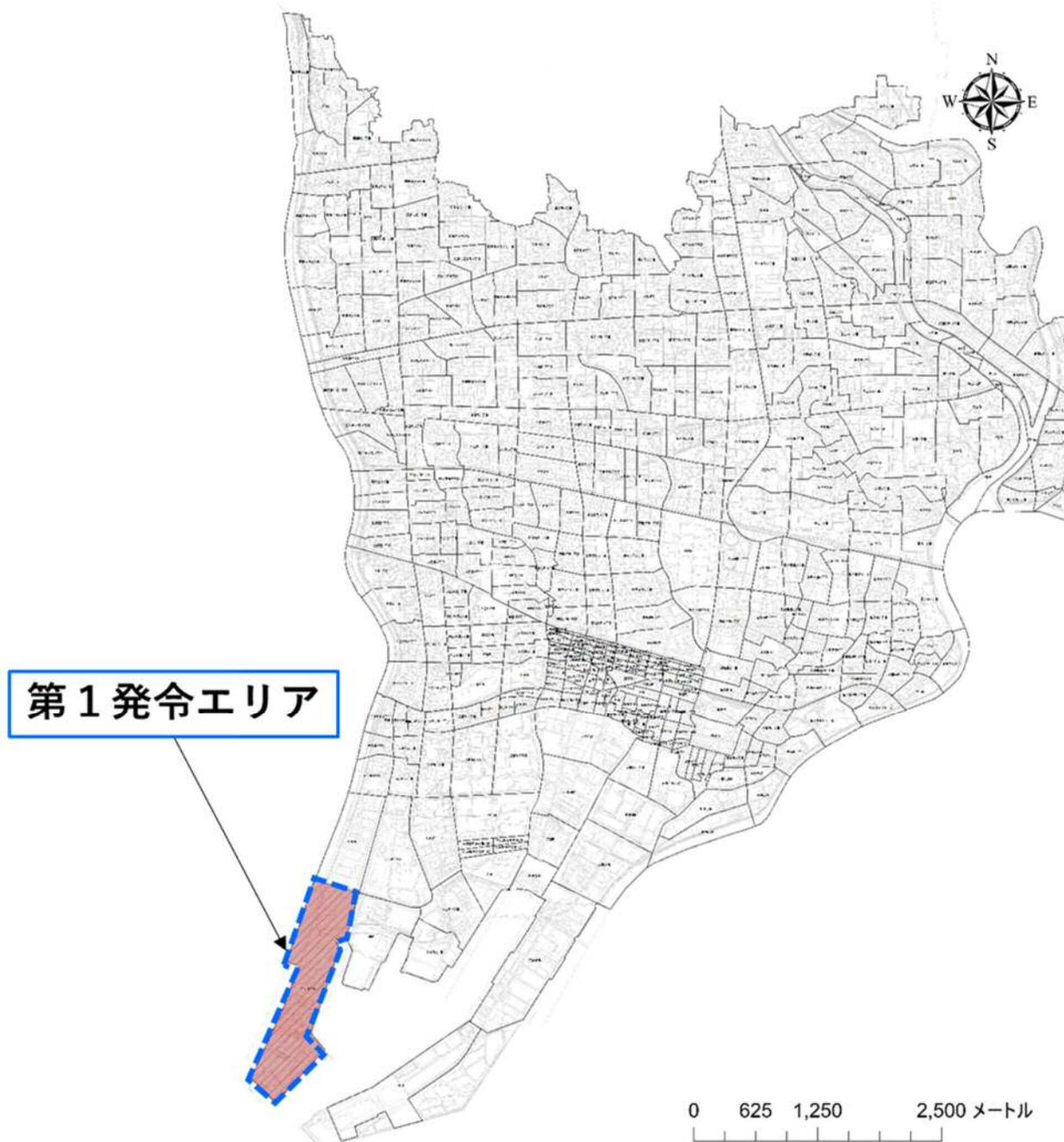
	高齢者等避難 ＜警戒レベル3＞	避難指示 ＜警戒レベル4＞	緊急安全確保 ＜警戒レベル5＞
第1発令エリア	高潮危険度予測システムでの予測潮位 T.P.+3.53m以上 T.P.+3.70m未満となった場合、ピークの4時間前	高潮危険度予測システムでの予測潮位 T.P.+3.53m以上 T.P.+3.70m未満となった場合、ピークの2時間前	
第2発令エリア	高潮危険度予測システムでの予測潮位 T.P.+3.70m以上 T.P.+3.90m未満となった場合、ピークの4時間前	高潮危険度予測システムでの予測潮位 T.P.+3.70m以上 T.P.+3.90m未満となった場合、ピークの2時間前	
第3発令エリア	高潮危険度予測システムでの予測潮位 T.P.+3.90m以上となった場合、ピークの4時間前	高潮危険度予測システムでの予測潮位 T.P.+3.90m以上となった場合、ピークの2時間前	

【第1発令エリア】

避難情報の発令対象区域	
第1発令エリア	
計1町 0世帯 0人 (45事業所 1,027人)	
平左衛門町	

※世帯数・人口は「尼崎市の人口（令和4年3月末データ）」から引用

※事業所数は「平成28年尼崎市の事業所」から引用



避難情報の発令対象とする区域について、既往最大潮位を観測した平成30年台風第21号の高潮による浸水実績を基に、越波による堤内地の浸水被害のあった地域（平左衛門町）について、避難情報の発令対象区域（第1発令エリア）とする。

【第2発令エリア】

避難情報の発令対象区域

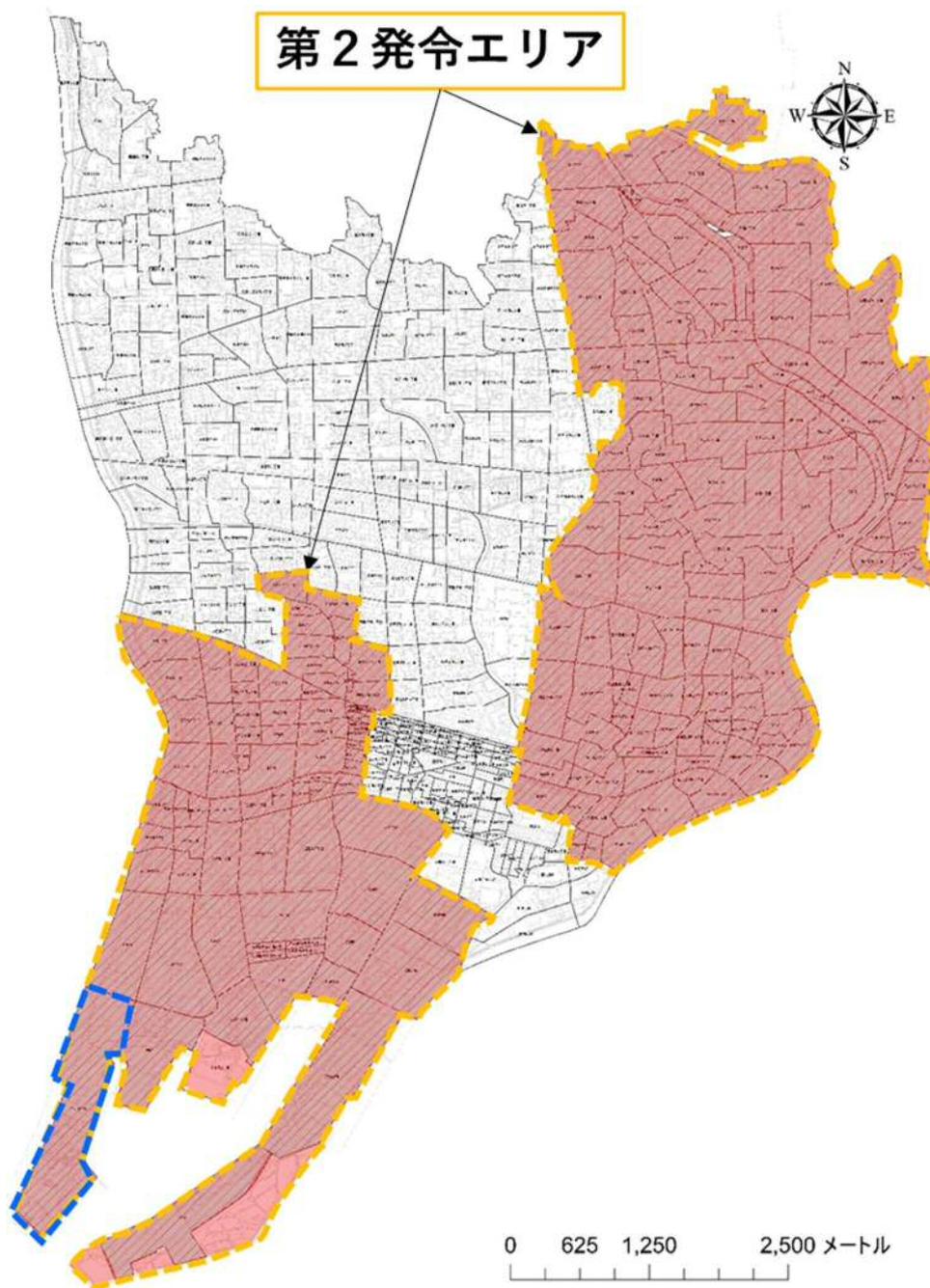
第2発令エリア

計 189 町丁目 104,564 世帯 203,078 人

平左衛門町、

北城内、東本町1・2・3丁目、蓬川荘園、昭和通1・2・9丁目、昭和南通9丁目、神田北通9丁目、神田中通9丁目、神田南通6丁目、北竹谷町3丁目、宮内町3丁目、竹谷町3丁目、南竹谷町3丁目、西向島町、西高洲町、東海岸町、西難波町2・3丁目、北大物町、西大物町、大物町1・2丁目、東大物町1・2丁目、久々知1・2・3丁目、次屋1・2・3丁目、次屋4丁目、下坂部1・2・3・4丁目、潮江1・2・3・4・5丁目、浜1・2・3丁目、神崎町、高田町、額田町、善法寺町、常光寺1・2・3・4丁目、今福1・2丁目、梶ヶ島、杭瀬北新町1・2・3・4丁目、杭瀬本町1・2・3丁目、杭瀬寺島1丁目、杭瀬南新町1・2・3・4丁目、長洲東通1・2・3丁目、長洲中通1・2・3丁目、長洲本通1・2・3丁目、長洲西通1・2丁目、西川1・2丁目、金楽寺町1・2丁目、西長洲町1・2丁目、浜田町1・2・3・4・5丁目、崇徳院1・2・3丁目、蓬川町、大庄川田町、菜切山町、琴浦町、水明町、大庄中通1・2・3・4・5丁目、道意町1・2・3・4・5・6・7丁目、武庫川町1・2・3・4丁目、元浜町1・2・3丁目、元浜町4・5丁目、大庄西町1・2・3・4丁目、大島1・2・3丁目、南七松町1・2丁目、西立花町3丁目、東園田町1・2・3・4・5・6・7・8・9丁目、戸ノ内町1丁目、戸ノ内町2・3・4・5・6丁目、上坂部1丁目、上坂部3丁目、若王寺1・2・3丁目、小中島1・2・3丁目、田能1・2・3・4・5・6丁目、椎堂1丁目、猪名寺1・2丁目、南清水、御園1・2・3丁目、口田中1・2丁目、瓦宮1・2丁目、食満1・2・3・5・6・7丁目、塚口本町8丁目、大高洲町、船出、東浜町、中浜町、鶴町、末広町1・2丁目

※世帯数・人口は「尼崎市の人口（令和4年3月末データ）」から引用



避難情報の発令対象とする区域について、兵庫県作成「潮位別浸水想定区域図（最大潮位 3.7m 破堤あり）」の 1 m以上の浸水が想定されるエリアに基づき、避難情報の発令対象区域（第2発令エリア）とする。

【第3発令エリア】

避難情報の発令対象区域

第3発令エリア

計 368 町丁目 208,838 世帯 396,776 人

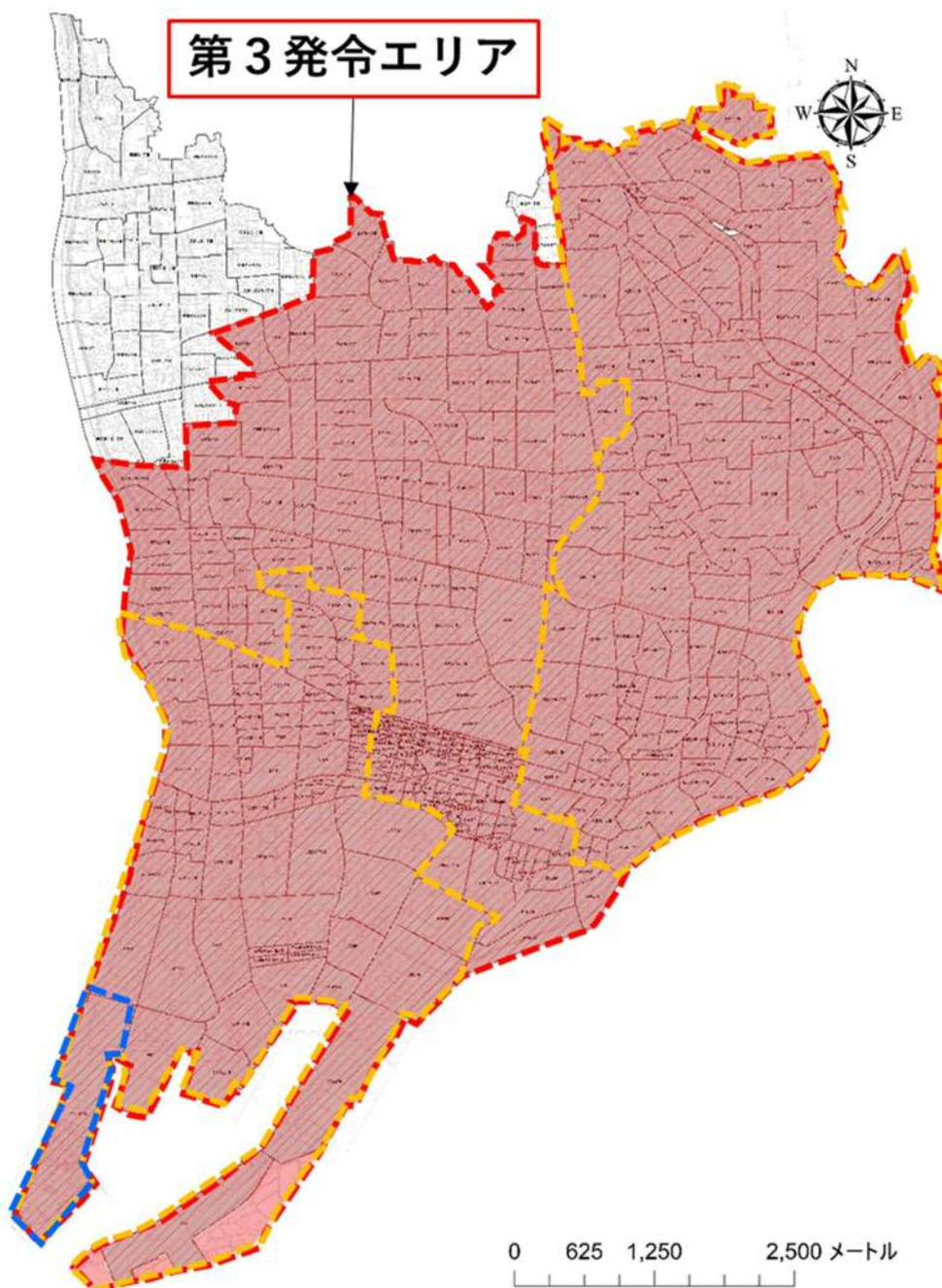
平左衛門町、

北城内、東本町1・2・3丁目、蓬川荘園、昭和通1・2・9丁目、昭和南通9丁目、神田北通9丁目、神田中通9丁目、神田南通6丁目、北竹谷町3丁目、宮内町3丁目、竹谷町3丁目、南竹谷町3丁目、西向島町、西高洲町、東海岸町、西難波町2・3丁目、北大物町、西大物町、大物町1・2丁目、東大物町1・2丁目、久々知1・2・3丁目、次屋1・2・3丁目、次屋4丁目、下坂部1・2・3・4丁目、潮江1・2・3・4・5丁目、浜1・2・3丁目、神崎町、高田町、額田町、善法寺町、常光寺1・2・3・4丁目、今福1・2丁目、梶ヶ島、杭瀬北新町1・2・3・4丁目、杭瀬本町1・2・3丁目、杭瀬寺島1丁目、杭瀬南新町1・2・3・4丁目、長洲東通1・2・3丁目、長洲中通1・2・3丁目、長洲本通1・2・3丁目、長洲西通1・2丁目、西川1・2丁目、金楽寺町1・2丁目、西長洲町1・2丁目、浜田町1・2・3・4・5丁目、崇徳院1・2・3丁目、蓬川町、大庄川田町、菜切山町、琴浦町、水明町、大庄中通1・2・3・4・5丁目、道意町1・2・3・4・5・6・7丁目、武庫川町1・2・3・4丁目、元浜町1・2・3丁目、元浜町4・5丁目、大庄西町1・2・3・4丁目、大島1・2・3丁目、南七松町1・2丁目、西立花町3丁目、東園田町1・2・3・4・5・6・7・8・9丁目、戸ノ内町1丁目、戸ノ内町2・3・4・5・6丁目、上坂部1丁目、上坂部3丁目、若王寺1・2・3丁目、小中島1・2・3丁目、田能1・2・3・4・5・6丁目、椎堂1丁目、猪名寺1・2丁目、南清水、御園1・2・3丁目、口田中1・2丁目、瓦宮1・2丁目、食満1・2・3・5・6・7丁目、塚口本町8丁目、大高洲町、船出、東浜町、中浜町、鶴町、末広町1・2丁目

南城内、東本町4丁目、築地1・2・3・4・5丁目、東初島町、北初島町、南初島町、昭和通4・5・6・7・8丁目、昭和南通3・4・5・6・7・8丁目、神田北通1・2・3・4・5・6・7・8丁目、神田中通2・3・4・5・6・7・8丁目、神田南通1・2・3・4・5丁目、御園町、西御園町、建家町、開明町1・2・3丁目、寺町、東桜木町、西桜木町、汐町、玄番北之町、玄番南之町、西本町北通3・4・5丁目、西本町1・2・3・4・5・6・7・8丁目、中在家町3・4丁目、北竹谷町1・2丁目、宮内町1・2丁目、竹谷町1・2丁目、南竹谷町1・2丁目、西難波町1・4・5・6丁目、東難波町1・2・3・4・5丁目、久々知西町1・2丁目、西長洲町3丁目、名神町3丁目、末広町1丁目、大浜町1・2丁目、丸島町、稲葉荘1・2・3・4丁目、稲葉元町1・2・3丁目、大庄北1・2・3・4・5丁目、西立花2・4・5丁目、塚口町1・2・3・4・5・6丁目、東七松町1・2丁目、七松町1丁目、丁目、南塚口町7・8丁目、名神町2丁目、大西町1・2・3丁目、三反田町1・2・3丁目、尾浜町1・2・3丁目、立花町1・2・3・4丁目、水堂町

1・2・3丁目、南武庫之荘3丁目、富松町1・2・3丁目、富松町4丁目、塚口本町1・2・3・4・5・6・7丁目、西立花町1丁目、上ノ島町1・2・3丁目、栗山町1・2丁目、南塚口町5・6丁目、名神町1丁目、水堂町4丁目、南武庫之荘2丁目、武庫之荘本町3丁目、武庫之荘東2丁目、西立花町2丁目、武庫之荘1丁目、南武庫之荘1・4・10・11・12丁目、水堂町4丁目、南武庫之荘1丁目、武庫之荘東1丁目、東塚口町1・2丁目、南塚口町1・2・3・4丁目、上坂部2丁目、南塚口町5・6丁目

※世帯数・人口は「尼崎市の人口（令和4年3月末データ）」から引用



高潮ハザードマップ（防潮施設が機能しない場合）（令和2年4月発行）における浸水想定区域全域に基づき、避難情報の発令対象区域（第3発令エリア）とする。

(3) 特別警報の取り扱いについて

- ① 避難情報の判断に際し、高潮特別警報の発表は待たないものとする。
- ② 特別警報発表時には、避難情報の対象地区の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認するものとする。
- ③ 特別警報の発表見込み等の気象情報については、神戸地方気象台の「ホットライン」等を頻繁に活用するものとする。

(4) 避難情報の解除の判断基準

避難情報の発令は、市民の安全を確保する上で重要な措置である一方、市民の生活や社会活動等への影響が大きい。

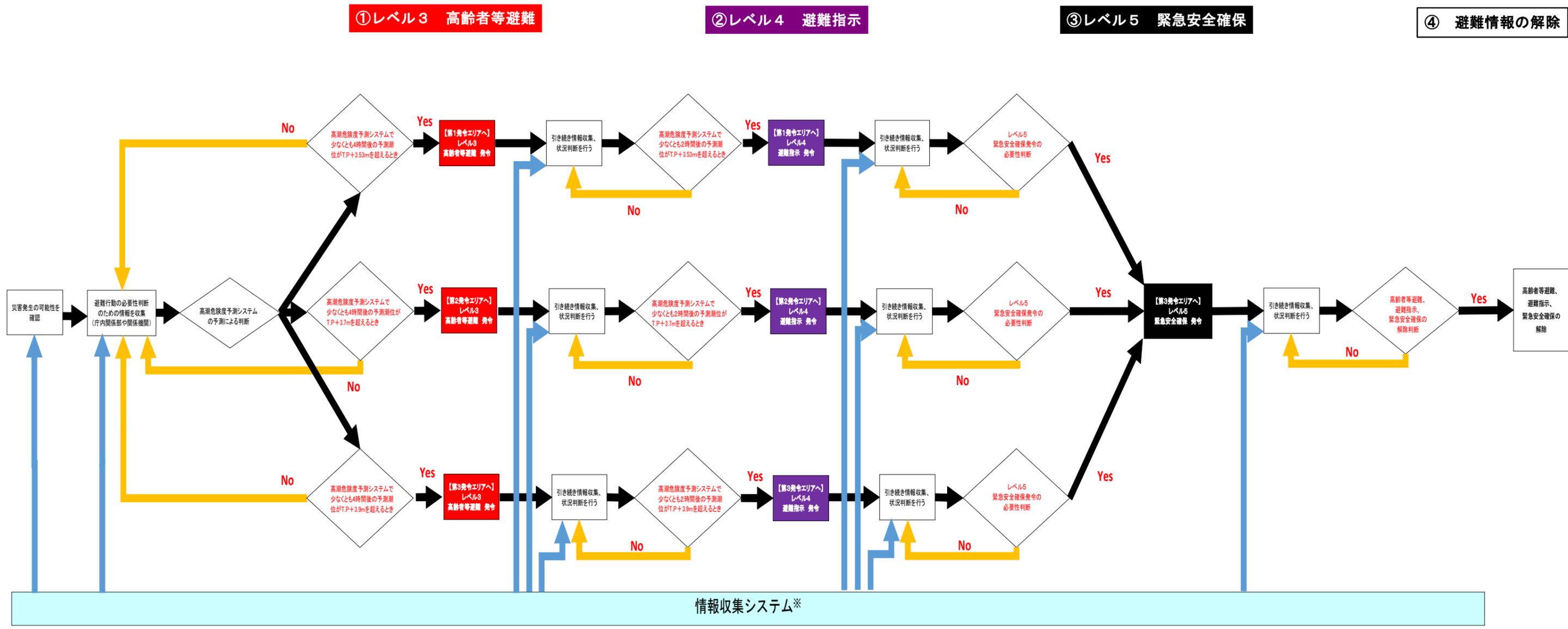
このため、災害発生の危険性や気象状況等を踏まえて、発令とあわせて、その解除についても的確に行うことができるよう、次の事項を総合的に判断して解除する。

- ① 高潮警報が解除された場合
- ② 浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階

(5) 避難情報の判断の流れ

【留意事項1】
状況によっては、必ずしも
①高齢者等避難⇒②避難指示⇒③緊急安全確保の順に段階的な発令とはならない

【留意事項2】
様々な情報収集システム*により、各種情報を入手・確認する



兵庫県や関係機関への伝達
避難情報を発令した時は、その旨をフェニックス防災システム等を用いて、兵庫県に報告する。
また、国土交通省の猪名川河川事務所や神戸地方気象台、消防局、警察等の関係機関にも情報伝達する。

※情報収集システム一覧

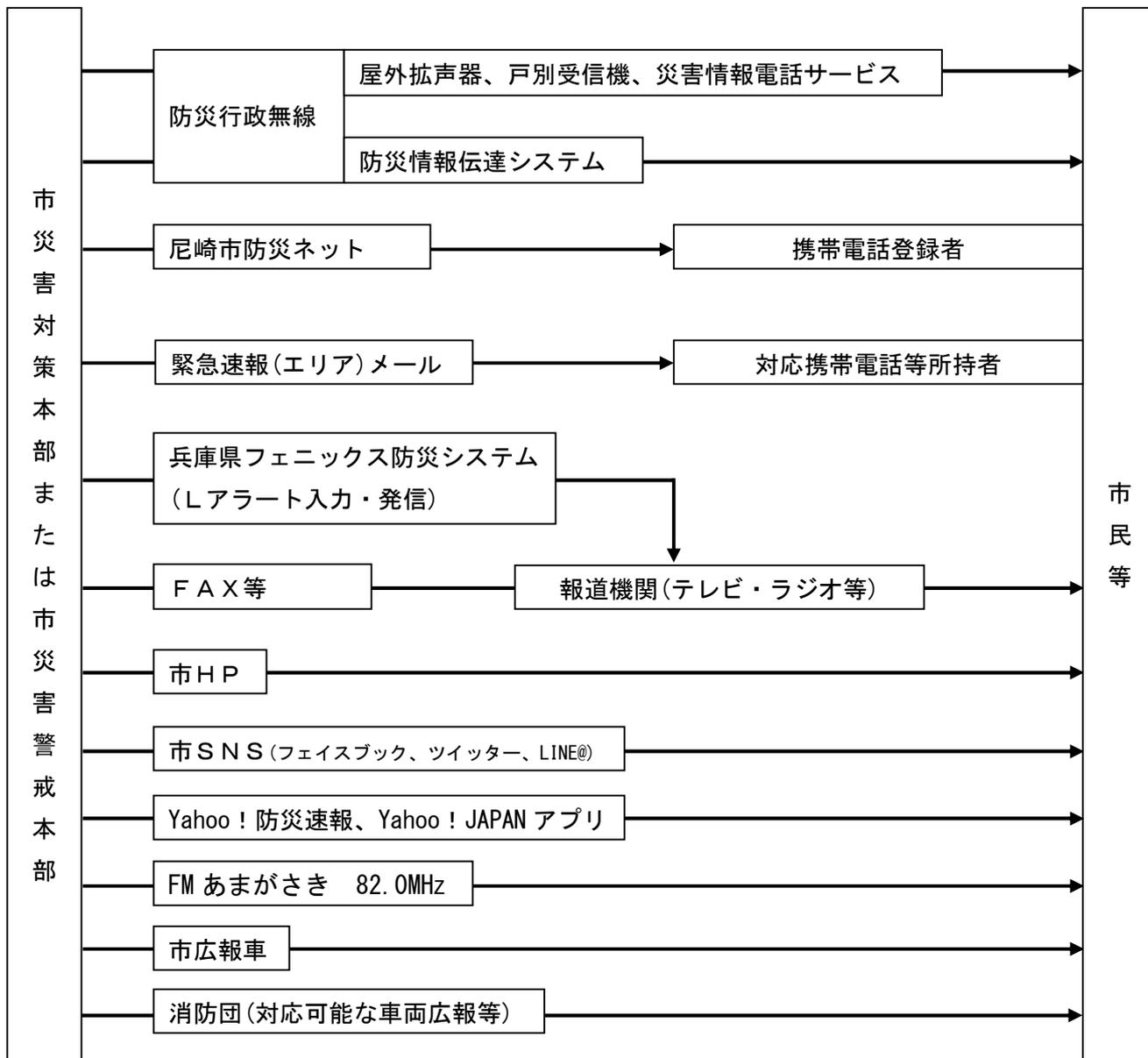
システム名	
市	降雨観測システム
	災害マネジメントシステム
消防局	気象観測システム
兵庫県	高潮危険度予測システム
	河川総合管理システム（尼管）[特にライブカメラ]
	フェニックス防災システム

上記の他に、気象庁、国土交通省、兵庫県の各種HPも参照し情報収集を行う。

4 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達方法は次のとおりとし、避難情報の対象となる住民に対して、避難対象地域、発令理由、避難情報の種別を明らかにし、様々な伝達手段により周知徹底を図る。また、これら以外にも、有効な手段があれば積極的に活用する。



※なお、避難情報の解除の伝達には、「緊急速報(エリア)メール」は使用しないことを基本とする。
(市域全域の対応携帯電話所持者に向けて、情報を一斉配信することから、解除されていない地域の居住者等に混乱を与える恐れがあるため。)

(2) 避難情報の発令単位

原則「町丁目」を単位として避難情報を発令することを基本とする。

ただし、文字数等の制限のある情報発信媒体においては、必要に応じて「地区名(中央、小田、大庄、立花、武庫、園田)」等を用いて、広域的な一括指定を行う短縮表現も組み合わせて、避難情報の伝達を行う。

(※内閣府(防災担当)「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)」では、エリア単位で扱うとあるが、発令対象外となる町丁目を多く含んでしまうこととなるため、「町丁目」を単位とした。)

(3) 短縮表現を用いた伝達方法

発令単位は原則町丁目で行うこととしているが、尼崎市防災ネットやエリアメール等では文字数等の制限もあることから、伝達媒体ごとに「行政区(中央、小田、大庄、立花、武庫、園田)や(中央、小田、大庄、立花、武庫、園田の一部)」等を用いて、広域的に一括指定を行う短縮表現も組み合わせて伝達する。

【町丁目個別での伝達】：市HP、音声放送(防災行政無線、広報車)、facebook等で用いる。

【短縮表現での伝達】：文字数に限りのあるエリア(緊急速報)メール、尼崎市防災ネット、Line@等で用いる。

(※町丁目を「〇〇地区」または「〇〇地区の一部」にまとめて言い換えると、発令対象外となる町丁目を多く含んでしまう場合は、発信媒体に併せて市ホームページへのリンク等による町丁目個別の周知を行う。)

【第1発令エリア】	町丁目	短縮表現
大庄地区(1町目)	平左衛門町	-

【第2発令エリア】	町目	短縮表現
中央地区(29町丁目)	北城内、東本町1・2・3丁目、蓬川荘園、昭和通1・2・9丁目、昭和南通9丁目、神田北通9丁目、神田中通9丁目、神田南通6丁目、北竹谷町3丁目、宮内町3丁目、竹谷町3丁目、南竹谷町3丁目、西向島町、西高洲町、東海岸町、西難波町2・3丁目、北大物町、西大物町、大物町1・2丁目、東大物町1・2丁目、末広町1・2丁目	中央地区の一部
小田地区(61町丁目)	久々知1・2・3丁目、次屋1・2・3・4丁目、下坂部1・2・3・4丁目、潮江1・2・3・4・5丁目、浜1・2・3丁目、神崎町、高田町、額田町、善法寺町、常光寺1・2・3・4丁目、今福1・2丁目、梶ヶ島、杭瀬北新町1・2・3・4丁目、杭瀬本町1・2・3丁目、杭瀬寺島1丁目、杭瀬南新町1・2・3・4丁目、長洲東通1・2・3丁目、長洲中通1・2・3丁目、長洲本通1・2・3丁目、長洲西通1・2丁目、西川1・2丁目、金楽寺町1・2丁目、西長洲町1・2丁目、大物町1丁目、東大物町1丁目	小田地区の一部

大庄地区（4 1 町丁目）	浜田町1・2・3・4・5丁目、崇徳院1・2・3丁目、蓬川町、大庄川田町、菜切山町、零浦町、水明町、大庄中通1・2・3・4・5丁目、道意町1・2・3・4・5・6・7丁目、武庫川町1・2・3・4丁目、元浜町1・2・3・4・5丁目、大庄西町1・2・3・4丁目、大島1・2・3丁目	大庄地区の一部
立花地区（3 町丁目）	南七松町1・2丁目、西立花町3丁目	立花地区の一部
園田地区（4 7 町丁目）	東園田町1・2・3・4・5・6・7・8・9丁目、戸ノ内町1・2・3・4・5・6丁目、上坂部1・3丁目、若王寺1・2・3丁目、小中島1・2・3丁目、田能1・2・3・4・5・6丁目、椎堂1丁目、猪名寺1・2丁目、南清水、御園1・2・3丁目、口田中1・2丁目、瓦宮1・2丁目、食満1・2・3・5・6・7丁目、下坂部4丁目	園田地区の一部

【第3発令エリア】	町目	短縮表現
中央地区 (1 1 2 町丁目)	北城内、南城内、東本町1・2・3・4丁目、築地1・2・3・4・5丁目、東初島町、北初島町、南初島町、蓬川荘園、昭和通1・2・4・5・6・7・8・9丁目、昭和南通3・4・5・6・7・8・9丁目、神田北通1・2・3・4・5・6・7・8・9丁目、神田中通2・3・4・5・6・7・8・9丁目、神田南通1・2・3・4・5・6丁目、御園町、西御園町、建家町、開明町1・2・3丁目、寺町、東桜木町、西桜木町、汐町、玄番北之町、玄番南之町、西本町北通3・4・5丁目、西本町1・2・3・4・5・6・7・8丁目、中在家町3・4丁目、北竹谷町1・2・3丁目、宮内町1・2・3丁目、竹谷町1・2・3丁目、南竹谷町1・2・3丁目、西向島町、西高洲町、東海岸町、西難波町1・2丁目、西難波町3・4・5・6丁目、東難波町1・2・3・4・5丁目、北大物町、西大物町、大物町1・2丁目、東大物町1・2丁目、末広町1・2丁目	中央地区
小田地区 (6 5 町丁目)	久々知西町1・2丁目、久々知1・2・3丁目、次屋1・2・3・4丁目、下坂部1・2・3・4丁目、潮江1・2・3・4・5丁目、浜1・2・3丁目、神崎町、高田町、額田町、善法寺町、常光寺1・2・3・4丁目、今福1・2丁目、梶ヶ島、杭瀬北新町1・2・3・4丁目、杭瀬本町1・2・3丁目、杭瀬寺島1丁目、杭瀬南新町1・2・3・4丁目、長洲東通1・2・3丁目、長洲中通1・2・3丁目、長洲本通1・2・3丁目、長洲西通1・2丁目、西川1・2丁目、金楽寺町1・2丁目、西長洲町1・2・3丁目、大物町1丁目、名神町3丁目、東大物町1丁目	小田地区
大庄地区 (6 1 町丁目)	浜田町1・2・3・4・5丁目、崇徳院1・2・3丁目、蓬川町、大庄川田町、菜切山町、零浦町、水明町、大庄中通1・2・3・4・5丁目、道意町1・2・3・4・5・6・7丁目、武庫川町1・2・3・4丁目、元浜町1・2・3・4・5丁目、末広町1丁目、大浜町1・2丁目、丸島町、稲葉荘1・2・3・4丁目、稲葉元町1・2・3丁目、大庄西町1・2・	大庄地区

	3・4丁目、大庄北1・2丁目、大庄北3・4・5丁目、大島1・2・3丁目、西立花町2・3・4・5丁目	
立花地区 (59町丁目)	塚口町1・2・3・4・5・6丁目、東七松町1・2丁目、七松町1・2・3丁目、南七松町1・2丁目、南塚口町7・8丁目、名神町2丁目、大西町1・2・3丁目、三反田町1・2・3丁目、尾浜町1・2・3丁目、立花町1・2・3・4丁目、水堂町1・2・3丁目、南武庫之荘3丁目、富松町1・2・3・4丁目、塚口本町1・2・3・4・5・6・7丁目、西立花町1丁目、上ノ島町1・2・3丁目、栗山町1・2丁目、南塚口町5・6丁目、名神町1丁目、水堂町4丁目、南武庫之荘2丁目、武庫之荘本町3丁目、武庫之荘東2丁目、西立花町2・3丁目	立花地区
武庫地区 (8町丁目)	武庫之荘1丁目、南武庫之荘4丁目、南武庫之荘10・11・12丁目、水堂町4丁目、南武庫之荘1丁目、武庫之荘東1丁目	武庫地区の一部
園田地区 (56町丁目)	東園田町1・2・3・4・5・6・7・8・9丁目、戸ノ内町1・2・3・4・5・6丁目、東塚口町1・2丁目、南塚口町1・2・3・4丁目、上坂部1・2・3丁目、若王寺1・3丁目、小中島1・2・3丁目、田能1・2・3・4・5・6丁目、椎堂1丁目、猪名寺1・2丁目、南清水、御園1・2・3丁目、口田中1・2丁目、瓦宮1・2丁目、食満1・2・3・4・5・6・7丁目、南塚口町5・6丁目、下坂部4丁目	園田地区の一部

(4) 避難情報等の伝達文案

避難情報等の伝達文については、内閣府（防災担当）「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」における伝達文例を参考とする。

① 事前の情報伝達

台風等で今後の見込みがある程度可能な災害の場合においては、市民等が緊急時に避難行動を取ってもらえるよう、数日前から「台風情報」や「発令する避難情報の意味」等について、情報の伝達を行っておく。

■避難情報の意味について、お伝えします。市は危険度が高まるのに合わせて 警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保の順番に危険度をお伝えします。

② 注意喚起

■こちらは、尼崎市です。
■ただ今、台風第〇〇号が接近しており、〇日〇時頃から風雨が強まり、高潮となる恐れがあります
■海岸沿いにお住まいの方は、避難経路、避難場所について再度確認をお願いいたします。また、今後の気象情報や市の避難情報に注意し、必要があれば、すみやかに避難を開始してください。

③ 兵庫県による「高潮氾濫発生情報」の発表

兵庫県による高潮特別警戒水位（：T.P. +2.2m）の水位到達情報の周知について、本市として、尼崎港の防潮堤設計潮位（：T.P. +3.9m）よりも低い潮位で設定されていることや既往の実績から、情報を受け取った市民が混乱する可能性があることから、本市避難情報の発令基準の他に、別途、情報発信の対応を以下のとおり行うこととする。（具体的には、高潮特別警戒水位（：T.P. +2.2m）到達時に、庁内関係各課協力に基づく臨海部事業者への情報発信や沿岸部や河川近くの水防活動従事者やライフライン保守点検従事者への呼びかけである。）

■こちらは、尼崎市です。
■台風第〇〇号が接近しており、現在、兵庫県より発表されている高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）は、高潮特別警戒水位に達したときに発表される情報です。
■特に、水防活動従事されている方やライフライン保守点検等従事されている方等につきましては、速やかに海岸沿いや河川の近くから離れてください。
■市民の皆さまについては、今後も高潮による潮位上昇が予想され、避難が必要な潮位に達すると予想される場合は、本市より避難の呼びかけを行います。海岸沿いや河川の近くには近づかないでください。また、海岸沿いや河川の近くにお住まいの方は、避難経路、避難場所について再度確認をお願いいたします。また、今後の気象情報や市の避難情報に注意してください。

④ 警戒レベル3 高齢者等避難

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）

■こちらは、尼崎市です。

■高潮氾濫が発生するおそれがあるため、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。高齢者等避難を発令した区域は、

<該当する区域を読み上げ>

です。

■高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

■特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

■今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。

⑤ 警戒レベル4 避難指示

■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）

■こちらは、尼崎市です。

■高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。避難指示を発令した区域は、

<該当する区域を読み上げ>

です。

■該当地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

■今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。

⑥ **警戒レベル5 緊急安全確保** (高潮氾濫が切迫している状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、尼崎市です。
- まもなく高潮氾濫が発生するため、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください
- 緊急安全確保を発令した区域は、

<該当する区域を読み上げ>
(第3発令エリア 全域)

です。

- ただちに、命を守る最善の行動をとってください。

⑦ **警戒レベル5 緊急安全確保** (高潮氾濫発生を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！）
- こちらは、尼崎市です。
- 高潮氾濫が発生したため、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- 緊急安全確保を発令した区域は、

<該当する区域を読み上げ>
(第3発令エリア 全域)

です。

- ただちに、命を守る最善の行動をとってください。

以 上